

一般社団法人ゼンコロ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ゼンコロ(以下「当法人」という)と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、民間の社会福祉法人において、障害福祉に関する支援技術・専門知識を向上させ、障害福祉に関わる調査研究・普及啓発活動を行うことによって、障害者の社会的・経済的な自立を促進し、障害者の完全参加と平等の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 障害福祉の理解に関する普及啓発のための事業
 - (2) 障害者の福祉向上に関する調査研究事業
 - (3) 障害者の雇用・就労支援に関する研究開発及び試行的事業
 - (4) 障害福祉従事者の専門的知識及び支援技術の向上に関する事業
 - (5) 障害者の支援を行う施設・事業所の設置及びその運営に関する相談助言事業
 - (6) 関係団体・事業者との連携交流に関する事業
 - (7) 前各号の事業の推進に資するための環境・衛生事業
 - (8) 前条の目的を達成するために必要かつ適当と認められるその他の事業
- 2 前項に定める事業は、その実施地域を本邦及び海外とする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 正会員 社会福祉法に規定する社会福祉法人の代表者又は社会福祉施設等を経営する団体の代表者で当法人に入会したもの
 - (2) 賛助会員 当法人の活動に賛同し協賛する個人又は団体で当法人に入会したもの
- 2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みを行い、その承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会したとき及び毎年、総会で別に定める会費等に関する規程に基づき会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会で別に定める額を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけたり、目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該総会の1週間前までに当該会員に通知し、かつ除名を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 代表理事は、会員を除名した時は、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、第8条、第9条の他、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であって、かつ、催促に応じないとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 会員が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることはできない。

2 当法人は会員がその資格を喪失しても既納の会費その他の拠出金品を返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 正会員の代表又は代表の指名する者が総会の議決権を有する。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法人法又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、正会員に対して、理事会の決議により決定された次の各号の事項を記載した招集通知を書面ないしは電磁的方法により、総会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(1) 総会の日時・場所・目的

(2) 総会に出席しない正会員が書面ないしは電磁的方法によって議決権を行使できる旨

3 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1票とする。

(定足数)

第18条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 第1項の定めにかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名

(3) 監事の解任

(4) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡

- (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の得票を得た候補者の中から得票の多い順に上限に達するまでの者を選任する。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

- 第20条 総会に出席できない正会員は、他の出席している正会員を代理人として指定することによって、若しくはあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席できない当該正会員は出席した正会員の議決権に算入する。
- 3 電磁的方法により議決権を行使する場合には、正会員は、法令に定めるところにより、当法人の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法で当法人に提出しなければならない。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録を持って議事録を作成し、保存する。
- 2 前項の議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

- 第22条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 9名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、会長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とし、常務理事とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、その業務を分担執行する。
 - 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 その他法令に定めるところにより、職務及び権限を有する。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、その定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める報酬の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、総会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第28条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する役員(役員であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、法人法第115条の規定により、非業務執行理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5万円以上であらかじめ定めた金額又は同法第113条で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(名誉会長)

第29条 当法人に、名誉会長を1名置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。

3 名誉会長は、当法人の重要な事項について、理事会の諮問に応じて意見を述べるものとする。

4 名誉会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

5 名誉会長は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第30条 当法人に、顧問を2名以内置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、当法人の重要な事項について、理事会の諮問に応じて意見を述べるものとする。

4 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会に付議する事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事があたる。ただし、代表理事に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、業務執行理事がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事以外の理事総数の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第4項による報告については、適用しない。

第7章 会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第39条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 当法人の事業計画及び予算については、毎事業年度開始前に、代表理事が作成し、総会に提出して承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事による監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減書)の附属明細書
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行なうことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第44条 当法人は、総会の決議若しくはその他法令に定めるところにより、他の法人と合併すること、若しくは事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合に有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 公告

(公告方法)

第47条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第10章 組織

(事務局の設置等)

第48条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項及び重要な職の任命については、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の最初の代表理事は中村敏彦とし、業務執行理事は須貝寿一とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、2015（平成27）年6月4日第69回総会で一部改訂した。